

愛媛県地域防災計画

(津波災害対策編)

令和7年度修正

愛媛県防災会議

愛媛県地域防災計画

(津波災害対策編)

愛媛県地域防災計画

(津波災害対策編)

策定・修正履歴

平成 2 4 年 1 0 月 策定

平成 2 6 年 3 月 修正

平成 2 6 年 1 1 月 修正

平成 2 7 年 8 月 修正

平成 2 9 年 3 月 修正

平成 2 9 年 9 月 修正

令和 元 年 6 月 修正

令和 2 年 2 月 修正

令和 3 年 2 月 修正

令和 4 年 2 月 修正

令和 5 年 2 月 修正

令和 7 年 1 月 修正

令和 8 年 2 月 修正

愛媛県地域防災計画（津波災害対策編）目次

第1編 総 論

第1章 計画の主旨	1
1-1-1 計画の目的	
1-1-2 計画の性格	
1-1-3 計画の構成	
1-1-4 基本方針	
1-1-5 国土強靱化の基本目標を踏まえた地域防災計画の作成等	
第2章 防災関係機関等の処理すべき事務又は業務の大綱	3
1-2-1 県	
1-2-2 市町	
1-2-3 関係機関	
1-2-4 県民・事業者	
第3章 津波発生条件	10
1-3-1 地形・地質	
1-3-2 中央構造線断層帯	
1-3-3 南海トラフ	
1-3-4 安芸灘～伊予灘～豊後水道	
1-3-5 地震想定	
第4章 地震防災緊急事業五箇年計画	23
1-4-1 地震防災緊急事業五箇年計画	
第5章 えひめ震災対策アクションプラン	24
1-5-1 えひめ震災対策アクションプラン	

第2編 災害予防対策

第1章 津波災害予防対策の基本的考え方	25
2-1-1 想定される地震の適切な設定と対策の基本的考え方	
第2章 防災思想・知識の普及	26
2-2-1 県の活動	
2-2-2 市町の活動	
2-2-3 関係機関の活動	
2-2-4 普及の際の留意点	
第3章 県民の津波防災対策	31
2-3-1 県民の果たすべき役割	
2-3-2 県、市町の活動	
2-3-3 自主防災組織等の活動	
2-3-4 地域における自主防災活動の推進	
第4章 事業者の津波防災対策	33
2-4-1 事業者の果たすべき役割	
2-4-2 県、市町の活動	
第5章 ボランティアの防災対策	35
2-5-1 県の活動	
2-5-2 市町の活動	
2-5-3 県警察の活動	
2-5-4 日本赤十字社愛媛県支部の活動	
2-5-5 ボランティアの果たすべき役割	
第6章 津波避難訓練の実施	37
2-6-1 県の活動	
2-6-2 市町の活動	
2-6-3 訓練実施の留意点	
2-6-4 「防災・危機管理セルフチェック項目」の活用	

第7章 業務継続計画の策定	38
2-7-1 業務継続計画の概要	
2-7-2 県の業務継続計画	
2-7-3 市町の業務継続計画	
第8章 津波に強い地域づくり	39
2-8-1 海岸保全施設等の整備の基本的考え方	
2-8-2 津波に強い地域の形成	
2-8-3 海岸保全施設等の整備	
2-8-4 避難関連施設の整備	
2-8-5 公共施設等の津波対策	
2-8-6 ライフラインの耐浪化	
2-8-7 危険物等施設の安全確保	
2-8-8 文化財の保護	
第9章 津波避難体制の整備	44
2-9-1 伝達体制の整備	
2-9-2 津波警戒等の周知徹底	
2-9-3 指定緊急避難場所等の指定及び周知等	
2-9-4 津波からの防護・避難のための施設の整備等	
2-9-5 住民等の避難誘導體制	
2-9-6 迅速な救助	
2-9-7 交通対策	
2-9-8 県自らが管理等を行う施設等に関する津波対策	
第10章 孤立地区対策	52
2-10-1 県の活動	
2-10-2 市町の活動	
第11章 県民生活の確保対策	53
2-11-1 食料及び生活必需品等の確保	
2-11-2 飲料水等の確保	
2-11-3 物資供給体制の整備	
2-11-4 医療救護体制の確保	
2-11-5 防疫・衛生活動の確保	
2-11-6 保健衛生活動体制の整備	
2-11-7 し尿処理体制の確保	
2-11-8 ごみ処理体制の確保	
2-11-9 災害廃棄物処理体制の整備	
第12章 要配慮者の支援対策	63
2-12-1 県の活動	
2-12-2 市町の活動	
2-12-3 社会福祉施設等管理者の活動	
第13章 広域的な応援体制の整備	65
2-13-1 全県的な消防相互応援体制の整備	
2-13-2 全県的な防災相互応援体制の整備	
2-13-3 他県との広域的な応援体制の整備	
2-13-4 緊急消防援助隊の編成	
2-13-5 警察災害派遣隊の編成	
2-13-6 広域防災拠点の整備	
2-13-7 受援計画の策定・運用	
第14章 情報通信システムの整備	68
2-14-1 情報収集・連絡体制の整備	
2-14-2 通信施設の整備	
2-14-3 防災情報システムの拡充整備	
2-14-4 航空消防防災システムの整備	
2-14-5 津波発生時の職員参集システムの整備	
2-14-6 放送施設	
第15章 災害復旧・復興への備え	71

- 2-15-1 平常時からの備え
- 2-15-2 複合災害への備え
- 2-15-3 災害廃棄物の発生への対応
- 2-15-4 各種データの整備保全
- 2-15-5 地震保険の活用
- 2-15-6 保険・共済の活用
- 2-15-7 復興事前準備の実施
- 2-15-8 復興対策の研究

第3編 災害応急対策

第1章 災害発生直前の対策	73
3-1-1 津波警報等の伝達	
3-1-2 避難指示	
第2章 防災関係機関の活動	79
3-2-1 県の活動	
3-2-2 市町の活動	
3-2-3 関係機関の活動	
3-2-4 実動組織間の調整	
第3章 情報活動	88
3-3-1 情報活動の強化	
3-3-2 災害情報等の収集連絡	
3-3-3 情報の収集	
3-3-4 情報の伝達	
3-3-5 報告及び要請事項の処理	
第4章 広報活動	94
3-4-1 県の活動	
3-4-2 市町の活動	
3-4-3 関係機関の活動	
3-4-4 県民が必要な情報を入手する方法	
3-4-5 広聴活動	
3-4-6 安否情報の提供	
第5章 避難活動	97
3-5-1 避難指示	
3-5-2 避難の方法	
3-5-3 避難道路の確保	
3-5-4 指定避難所等の設置及び避難生活	
3-5-5 指定避難所等への市町職員等の配置	
3-5-6 指定避難所等における市町職員等の役割	
3-5-7 広域避難	
3-5-8 避難状況の報告	
第6章 緊急輸送活動	103
3-6-1 実施機関	
3-6-2 県の活動	
3-6-3 従事命令等による輸送の確保	
3-6-4 市町及び関係機関の活動	
第7章 交通応急対策活動	108
3-7-1 陸上交通	
3-7-2 海上交通	
第8章 災害拡大防止活動	112
3-8-1 消防活動	
3-8-2 水防活動	
3-8-3 人命救助活動	
3-8-4 学校における災害応急対策	
3-8-5 被災宅地に対する危険度判定の実施	

3-8-6	帰宅困難者への対応	
第9章	災害救助法の適用	118
3-9-1	災害救助法の適用基準	
3-9-2	被災世帯の算定基準	
3-9-3	活動計画	
3-9-4	災害救助法の実施機関	
3-9-5	災害救助法による災害救助の方法、程度、期間	
第10章	地域への救援活動	121
3-10-1	物資の確保・供給	
3-10-2	飲料水の確保・供給	
3-10-3	燃料の確保	
3-10-4	医療救護活動	
3-10-5	下水処理・し尿処理の実施	
3-10-6	生活系ごみ処理の実施	
3-10-7	災害廃棄物処理の実施	
3-10-8	防疫・衛生活動	
3-10-9	保健衛生活動	
3-10-10	死体の搜索及び措置	
3-10-11	災害時における動物（犬、猫等）の管理	
3-10-12	死亡した獣畜（牛、馬、豚、めん羊、山羊）及び家きんの処理	
3-10-13	応急仮設住宅の確保等	
第11章	応急教育活動	137
3-11-1	応急教育計画の作成	
3-11-2	高等学校及び中等教育学校（後期課程）生徒の災害応急対策への協力	
第12章	要配慮者に対する支援活動	139
3-12-1	県の活動	
3-12-2	市町の活動	
第13章	孤立地区に対する支援活動	140
3-13-1	県の活動	
3-13-2	市町の活動	
第14章	応援協力活動・ボランティア等への支援	141
3-14-1	行政機関の応援活動	
3-14-2	ボランティア等の支援活動	
3-14-3	自衛隊の活動	
3-14-4	海上保安庁の支援	
3-14-5	外国からの応援活動	
第15章	通信放送施設の確保及び放送事業者の活動	150
3-15-1	通信施設	
3-15-2	放送施設	
3-15-3	放送事業者	
第16章	ライフラインの確保	151
3-16-1	水道施設	
3-16-2	下水道施設	
3-16-3	工業用水道施設	
3-16-4	電力施設	
3-16-5	ガス施設	
3-16-6	電信電話施設	
3-16-7	応急金融対策	
3-16-8	廃棄物処理施設	
第17章	公共土木施設等の確保	156
3-17-1	道路施設	
3-17-2	海岸保全施設	
3-17-3	河川管理施設	
3-17-4	砂防等施設	
3-17-5	港湾施設	
3-17-6	漁港施設	